

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫次
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘1-26-14
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291
 e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

中途採用は即戦力重視 の傾向が顕著 ～マイナビ「中途採用実態 調査(2023年)」より

株式会社マイナビが、2023年1～7月に中途採用を行った企業の人事担当者を対象（有効回答数1,600件）に「中途採用実態調査」を実施し、その結果を公表しました。

◆「即戦力の補充」のため、 中途採用を実施

まず、直近半年（2023年1～7月）の正社員の過不足感について、「余剰」が27.3%（前年比1.9ポイント増）、「不足」が43.1%（前年比0.2ポイント減）となり、人手不足の状況が変わっていないことがわかります。また、役職やスキル別では、「スペシャリスト人材（IT人材など）」の不足が最も多く47.9%でした。

中途採用を実施した理由についての質問では、「即戦力の補充」が48.1%で最も

多く、企業は専門的な知識やスキルを持っている人材を求めていることがうかがえます。なお、運輸・物流業では、「労働時間短縮への対応」が33.7%と全体平均より10ポイント以上高く、来年4月からトラックドライバーなどの残業時間上限規制が始まるため、「2024年問題」に向けた人材確保を進めていると考えられます。

◆今後の中途採用活動について

中途採用活動の課題についての質問では、「求職者の質が低い」が36.3%で最も高く、次いで「入社後、早期退職してしまう社員が増加している」が30.3%でした。

また、今後の中途採用の意向について、「積極的」が53.8%（前年比0.9ポイント増）で、「消極的」の8.1%を大きく上回りました。特に経験者採用を積極的に行うという回答（52.1%）も、

未経験の採用を積極的に行うという回答（41.6%）を上回りました。

さらに、今後の採用基準については、「書類選考」「面接」とともに「厳しくする予定」と回答した企業が増加しました。企業は今後、より良い人材を厳選して採用していく方針であることも感じられます。

【マイナビ「中途採用実態調査(2023年)」】

https://www.mynavi.jp/news/2023/09/post_39891.html

仕事と育児の両立支援 制度に関する意識・実 態調査（連合の調査か ら）

◆調査の概要

仕事と育児の両立支援制度に対する意識や実態を把握するために、日本労働組合総連合会（連合）が実施する「仕事と育児の両立支援制度に関

する意識・実態調査 2023」の結果が公表されました。小学生以下の子を持つ 20 歳～59 歳の働く男女 1,000 名が回答したこの調査は、仕事と育児の両立のために何が求められているのか、様々なヒントを与えてくれます。

◆調査結果のポイント

「仕事と育児の両立のために利用したことがある両立支援制度」を問う質問では、育児休業（41.9%）や短時間勤務（16.3%）が挙げられる一方で、「利用したことのある制度はない」は 47.8%、男性では 58.4%にのびります。その理由の 1 位は「利用できる職場環境ではなかった」というものです。なぜそのように思ったのか、という質問には「代替要員がいなかった」（39.6%）が最も多く、「職場の理解が低かった」（33.7%）、「言い出しにくかった」

（26.2%）、「自分にしかできない業務を担っていた」（20.3%）が続きました。

代替要員がない、理解が低いという職場では、両立支援制度を利用しづらいという現状がうかがえます。こうした状況は採用活動においても不利に働き、いっそうの人手不足を生み出す負のスパイラルへと繋がってしまいます。両立支

援を必要とする従業員のみならず、職場全体で考えるべき問題です。属人化している業務はないか、理解のない言動は見られないかなど、職場全体で両立支援について考えていきたいですね。

【連合「仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査 2023」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/datta/20230914.pdf?7970>

11 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

15 日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10 月 31 日の現況) の提出 [税務署]

30 日

- 個人事業税の納付 < 第 2 期分 > [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付 < 第 2 期分 > [郵便

局または銀行]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

～当事務所より一言～

今年も残すところ 2 カ月となりました。ラストスパートかけて頑張る気持ちと、無事に 1 年間終われるようにとの祈る気持ちになってる今日この頃です。

そんな中、阪神タイガースがオリックスバファローズとの稀にみる激熱の日本シリーズを制して 38 年ぶり 2 回目の **日本一** になりました。私も一応トラファンなので歡喜しました。(ビッグプレゼントでした。故横田慎太郎君のお陰だとも思います。)

